土地利活用促進に関するお願い

土地利活用促進バンク「未登録の権利者の方」および
「登録物件の価格が未掲載の権利者の方」へ

平素より、市政の推進につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
市では、利用予定のない民有地等について、権利者の皆様のご意向に基づき、利用希望者へ情報提供を行うため、土地の登録制度「土地利活用促進バンク」を実施しております。
つきましては、権利者の皆様におかれましては**土地利活用促進バンクへの物件登録**にご協力くださいますようお願いいたします。

■物件登録の際に取引価格等を掲載していただくことで、宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の一部を補助する制度があります。

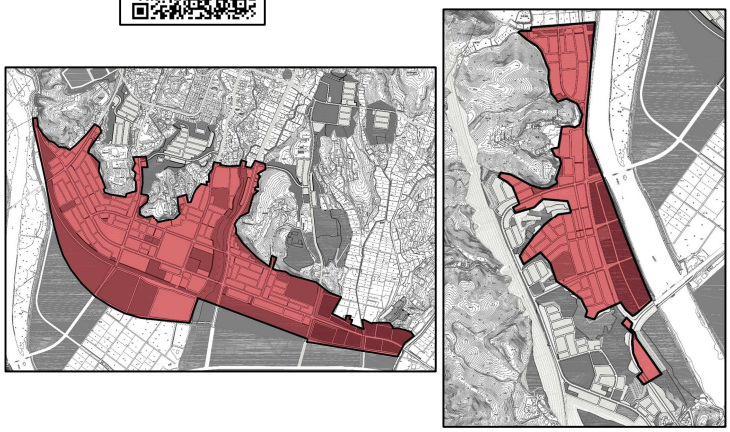
■また、価格が掲載されている物件は、利用希望者との交渉等が円滑に進みやすくなります。

■価格掲載を希望される権利者の皆さまは、「陸前高田市の宅地建物取引業者一覧」を参考に、宅地建物取引業者へ直接ご連絡ください。

（土地利活用促進バンクとは）
市等が「利用予定のない土地」を「土地を借りたい方・買いたい方」に結びつける制度です。市では利用予定のない土地に関する情報を市ホームページに掲載しております。

【陸前高田市　土地利活用促進バンク】と検索

（対象エリア）
高田地区および今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業地のうち、かさ上げ部及び平地部となります。（右図参照）
※高台は対象外となりますので、ご注意ください。



＜問い合わせ先＞
陸前高田市建設部　土地活用推進課　土地活用係
電話:0192-54-2111（内線 431･433）
e-mail：tochi@city.rikuzentakata.iwate.jp